

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令要綱

第一 総則

一 健全化判断比率の算定方法等

1 実質赤字比率の対象となる一般会計等の範囲から除外される特別会計について、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う特定の歳入をもってその歳出に充てるべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計とすること。（第二条関係）

2 連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額について、公営企業の流動負債の額及び建設改良費等以外の経費に係る地方債の現在高の合算額が流動資産の額を超える額等とすること。ただし、事業の特性等により生じる資金の不足額を控除することとすること。また、宅地造成事業においては、土地の評価額の算定において特別な算定方法とすること。（第三条関係）

3 連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額について、公営企業の流動資産の額が流動負債の額及び建設改良費等以外の経費に係る地方債の現在高の合算額を超える額等とすること。また、宅地造成事業においては、土地の評価額や資金剰余額の算定において特別な算定方法とすること。（第四条

関係)

4 将来負担比率の算定における債務負担行為に基づく支出予定額に算入される経費について、地方財政法第五条各号に規定する経費とすること。(第五条関係)

5 将来負担比率の算定における負債の額を算入する地方公共団体の設立法人について、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人とすること。(第六条関係)

二 早期健全化基準(第七条関係)

1 実質赤字比率の早期健全化基準の数値について、都にあつては都の実質赤字比率の財政再生基準の数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値とし、道府県にあつては八十分の三とし、市町村及び特別区にあつては五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の規定により算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値とすること。

2 連結実質赤字比率の早期健全化基準の数値について、都にあつては都の実質赤字比率の早期健全化基準の数値に二十十分の一を加えて得た数値とし、道府県にあつては八十分の七とし、市町村及び特別

区にあつては当該市町村及び特別区の実質赤字比率の早期健全化基準の数値に二十分の一を加えて得た数値とすること。

3 実質公債費比率の早期健全化基準の数値について、百分の二十五とすること。

4 将来負担比率の早期健全化基準の数値について、都道府県及び指定都市にあつては百分の四百とし、指定都市を除く市町村及び特別区にあつては百分の三百五十とすること。

三 財政再生基準（第八条関係）

1 実質赤字比率の財政再生基準の数値について、都にあつては都の当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に二十分の一を乗じて得た額及び当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号ロに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値とし、道府県にあつては二十分の一とし、市町村及び特別区にあつては五分の一とすること。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準の数値について、都にあつては都の実質赤字比率の財政再生基準の数値に十分の一を加えて得た数値とし、道府県にあつては二十分の三とし、市町村及び特別区にあ

つては十分の三とすること。

3 実質公債費比率の財政再生基準の数値について、百分の三十五とすること。

第二 財政の早期健全化

財政健全化計画の策定を要しない場合について、当該年度の前年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満である場合であつて、当該年度の翌年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満となることが確実であると認められる場合とすること。また、財政健全化計画を定めないこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当する理由を公表し、かつ、総務大臣に報告しなければならぬこととする。 (第十条第一項及び第二項関係)

第三 財政の再生

一 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、財政再生計画について総務大臣の同意を得ていない地方公共団体が地方債を起すことができる場合を、災害復旧事業費の財源とする場合等とする。 (第十三条及び附則第七条関係)

二 財政再生団体に係る地方債の許可手続きについて、地方財政法施行令第二条第二項に規定する事業区

分ごとに申請書を作成し、総務大臣の定める期間内に、これを総務大臣に提出しなければならないこととする。また、総務大臣が許可しようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、総務省令・財務省令で定める場合を除き、あらかじめ財務大臣に協議するものとする。 (第十四条関係)

三 財政再生団体について、事業の実施に着手する前に当該事業に係る経費の総額及び当該財政再生団体の負担額を総務大臣に通知しなければならない国の直轄事業の範囲について、地方財政法第十条の二各号 (第二号の二を除く。) に規定する事業とすること。 (第十五条関係)

第四 公営企業の経営の健全化

一 資金不足比率の算定方法

- 1 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額について、連結実質赤字比率の算定方法を準用すること。
(第十六条関係)
- 2 資金不足比率の算定に用いる事業の規模について、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を基本とすること。ただし、宅地造成事業のみを行う事業については、資本の額及び負債の額の合

算額等とすること。(第十七条関係)

二 経営健全化基準

経営健全化基準の数値について、五分の一(公営競技を行う法適用企業にあつては、零)とすること。

(第十九条関係)

第五 雑則

一 市町村の廃置分合があつた場合の特例を定めること。(第二十三条関係)

二 健全化判断比率等の公表方法について、インターネットの利用及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。(第二十五条関係)

三 財政健全化計画書等の様式について、総務省令で定めることとする。(第二十六条関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第一及び第四の一に関する規定等は、平成二十年四月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

- 二 地方財政再建促進特別措置法施行令は、廃止すること。（附則第二条関係）
- 三 寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人について定めること。また、国等に対する寄附金等の支出の制限の特例について定めること。（附則第三条及び附則第四条関係）
- 四 平成二十一年度及び平成二十二年度の連結実質赤字比率の財政再生基準の数値について、都にあっては都の実質赤字比率の財政再生基準の数値に五分の一を加えて得た数値とし、道府県にあっては四分の一とし、市町村及び特別区にあっては五分の二とすること。また、平成二十三年度の連結実質赤字比率の財政再生基準の数値について、都にあっては都の実質赤字比率の財政再生基準の数値に二十分の三を加えて得た数値とし、道府県にあっては五分の一とし、市町村及び特別区にあっては二十分の七とすること。（附則第五条関係）
- 五 その他所要の経過措置を規定するものとする。
- 六 関係政令について所要の改正を行うこと。